飯島勲内閣官房参与による拉致問題発言に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十五年十月十五日

有田芳生

参議院議長山崎正昭殿

飯島勲内閣官房参与による拉致問題発言に関する質問主意書

一　飯島勲内閣官房参与は、「週刊文春」二〇一三年十月三日号で、日本人拉致問題についてこう語っています。「オレが金正恩執行部とやり合ってきて、日朝間では実務者協議はもう終わっているのよ」、「外務省が『改めて実務者協議を』なんてやっても意味ないね」。政府はこの飯島発言にあるように、北朝鮮との実務者協議は終わっていると認識していますか。終わっているならば、いつ、どこで、どのような相手と協議が終わったのですか。

二　飯島参与は「ＷＩＬＬ」二〇一三年十一月号でも「外務省がすぐ始めたがる『実務者協議』なるものが、世界のどこでも通じるというのは間違いです」と、実務者協議を否定する発言を行っています。政府は飯島発言のように、外務省が北朝鮮と実務者協議を行うことは、意味のないことだと認識していますか。

右質問する。